

2019 年度実施協定に係る消費税の取扱いについて

2019 年 10 月 1 日に消費税率が 10%に引き上げられる予定であることを受け、2019 年度に締結する実施協定にかかる消費税については、下記のとりの処理となりますので、ご確認ください。

貴機関のご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

記

1. 2019 年度に締結する実施協定の消費税率について

実施協定は消費税法上の「役務の提供」に該当するため、当機構が貴機関にお支払いする負担対象費用の全額が消費税の課税対象となります。適用される消費税率は課税資産の譲渡等が行われる時点の税率で判断されます。実施協定は、【様式 8-1、8-2】負担対象費用実績報告書及び【様式 10-1、10-2、10-3、10-4】終了報告書の受領をもって役務の完了と見なされます。

よって、9 月 30 日までに負担対象費用実績報告書等が提出される場合には消費税率は 8%、それ以降は 10%が適用されます。本事業では負担対象費用実績報告書は交流計画終了後 30 日以内に提出することとしていることから、業務の終了日に応じて下記のように取り扱います。

- i) 実施期間が 8 月 31 日までの交流計画に関しては、消費税 8%での契約とします。9 月 30 日までに納品、検収を完了し、金額を確定してください。
- ii) 実施期間が 2019 年 9 月 1 日以降の交流計画に関しては、消費税 10%での契約とします。ただし、9 月 30 日以前に負担対象費用実績報告書が提出される場合には、8%の税率を適用します（実施協定書第 13 条第 4 項）。

2. 消費税相当額の計上について（特に、上記 ii 負担対象経費の税率を 10%として契約する場合）

「当機構から受け取った消費税」と「貴機関が支払った消費税」に差がある場合、貴機関が課税事業者であれば、その差額を申告・納付する義務があります。

従来は、直接経費のうち、不課税取引等の金額の 8%相当分を消費税相当額として計上していただいていたが、今年度は上記 i) の場合は不課税取引等の金額の 8%相当分を、ii) の場合は 10%相当分を消費税相当額として計上してください。また、消費税率の改正が 2019 年 10 月 1 日という年度の途中であるため、ii) の場合において、2019 年 9 月 30 日以前の課税取引（消費税率 8%）や軽減税率（消費税率 8%）が適用される取引を行う場合、消費税率の 2%差額相当分も消費税相当額として計上する必要があります。

<参考>

ii) の場合において、2019年9月30日以前の課税取引（消費税率8%）が含まれる場合の消費税相当額の算出事例

(収入) JST→実施機関						
直接経費 650,000円 (税抜き)	消費税 (10%) 65,000円					
一般管理費 65,000円 (税抜き)	消費税 (10%) 6,500円					
↓						
(支出) 実施機関→各取引相手先		消費税相当額		課税前	消費税	消費税相当額
課税前金額	課税される消費税					
渡航費 250,000円 (免税/不課税)		⇒	10% 25,000円	250,000	0	25,000
空港使用料 22,500円	消費税 (8%) 1,800円	⇒	2% 450円	22,500	1,800	450
国内滞在費 150,000円	消費税 (8%) 12,000円	⇒	2% 3,000円	150,000	12,000	3,000
交通費 80,000円	消費税 (10%) 8,000円	⇒		80,000	8,000	0
プログラム経費 75,000円	消費税 (8%) 6,000円	⇒	2% 1,500円	75,000	6,000	1,500
謝金 72,500円 (免税/不課税)		⇒	10% 7,250円	72,500	0	7,250
	その他 (消費税相当額) 37,200円			650,000	27,800	37,200
一般管理費 65,000円	消費税 (10%) 6,500円					65,000

3. 8月末までに終了予定であった交流計画の実施時期が9月以降に変更となる場合の取扱い

8月31日までに終了する予定の交流計画（消費税率を8%として締結）について、やむを得ず実施期間終了日が2019年9月1日以降に変更となり、かつ負担対象費用実績報告書等の提出が10月1日以降となる場合には消費税率は10%を適用することとし、当機構が発行する額の確定通知書をもって精算することとします。（実施協定書第13条第4項参照。）

ただし、消費税の増額により、JSTが支払うべき負担対象費用額が実施協定書第3条の金額を超える場合には、契約変更の手続きが必要となります。